

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について(概要)

(教) 福利課年金係

1 改正理由

雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)の改正が令和4年7月1日施行されたことに伴い、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第3項の規定に基づき失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令が令和4年7月1日施行されたことにより、同規則の改正内容を反映させるため、公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部について所要の改正を行う。

2 改正点

- 受給資格者が事業を開始した場合等に、当該事業の実施期間を失業者の退職手当の受給期間に算入しない特例を設ける。
- 失業者の退職手当受給者が求職者支援制度に基づく訓練を受ける場合に、訓練延長給付等の対象とする。
- 様式変更

3 施行日

公布日

ただし、(1)については令和4年7月1日

【参考1】失業者の退職手当(失業手当>退職手当の場合のみ、支給対象)

公務員	退職手当	失業者の退職手当
民間企業	失業手当	

◎失業者の退職手当 = 基本手当の日額 × (所定給付日数 - 待期日数)
※【参考2】 ※一般の退職手当相当分

【参考2】失業者の退職手当所定給付日数

○一般退職者

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

○特定受給資格者(倒産、解雇等により再就職の準備をする余裕なく離職した者)

	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日